

# 情報連携基盤及び付番機関 の意義と課題

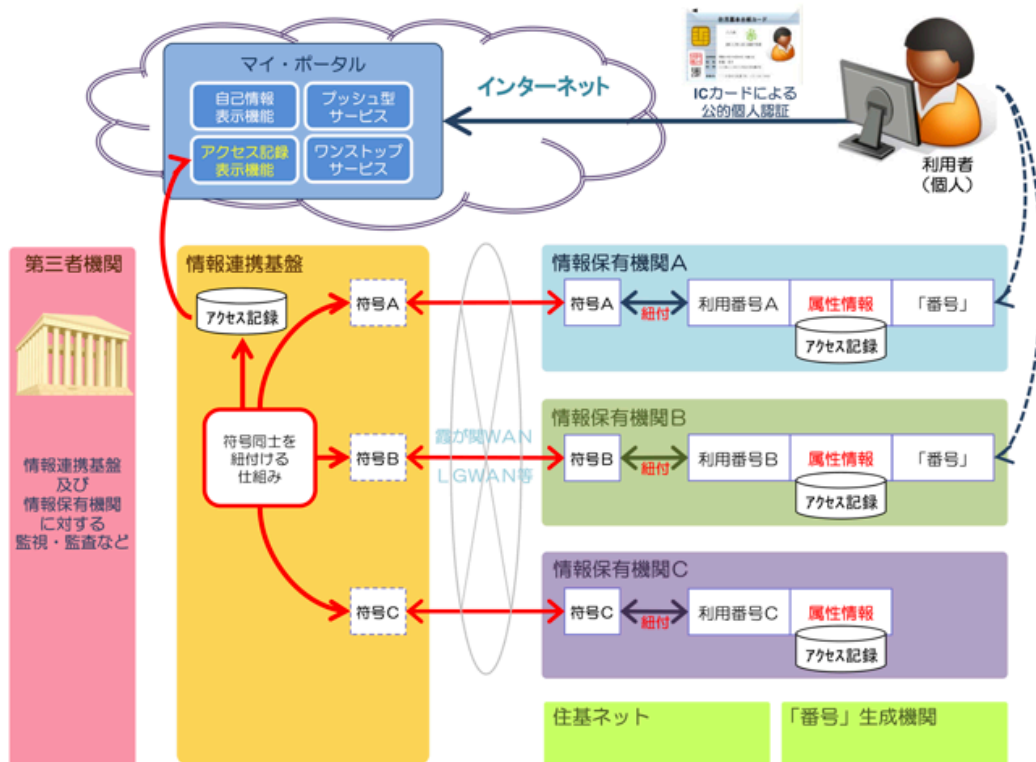
産業技術総合研究所  
情報セキュリティ研究センター  
高木 浩光

1

## 基本前提

- 6月30日「社会保障・税番号大綱」
  - 番号制度の基本的意義
    - 「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤を提供する」 p.5
    - 「①国民一人ひとりに一つの番号が付与されていること（悉皆性）、②全員が唯一無二の番号を持っていること（唯一無二性）、③「民-民-官」の関係で利用可能なこと、④目で見て確認できる番号であること、⑤最新の基本4情報が関連付けられていること」 p.13
      - 「（悉皆性）」と「（唯一無二性）」が逆になっている（誤記載では？）
- 7月28日 情報連携基盤技術ワーキンググループ「中間とりまとめ（案）」
  - 従来「リンクコード」と呼ばれていたものが「符号」に
  - 「IDコード」の記述が消えて「符号同士を紐付ける仕組み」と抽象化

2



情報連携基盤技術WG（第7回）資料1-3 より

3

## 意見

- (1) 情報連携基盤の運営機関は、情報保有機関と別でなければならない、さもなくば……
- (2) 「番号」は6分野共通としないべき、さもなくば……
- (3) 「付番機関」は無用である
- (4) 基本4情報の同期化は必要でなく、本人同意の下で行うようにしてはどうか、さもなくば……
- (5) マイ・ポータルの運営機関をどこにするか
- (6) 情報連携基盤技術WGにおける公正な議論を妨害する行為の横行を是正しなければならない

4

# 符号紐付け方式

- 「フラット」でなく「セクトラル」の採用
  - 民主党政権下での番号制度推進の大前提であったはず
  - 反対派が台頭してこないのはこの約束が効いているため
- 反対派の懸念を払拭するための根幹
  - 国家による一元管理ができる状態を生まない
    - 完全に防ぐことはもとより不可能であるし、番号制度がなくても基本4情報による「名寄せ」は元々可能であるところ、番号制度の導入によって「名寄せ」が容易になる分を、生じないようにする
    - 地方公共団体によるものは「国家による一元管理」に含まない
  - 情報連携基盤を通さない独自通信によるマッチングを想定
    - 識別符号によるマッチングを（直ちには）できなくする
      - 識別符号を情報保有機関毎に別々にする → 「符号」（「リンクコード」）

5

# 結託による名寄せの防止

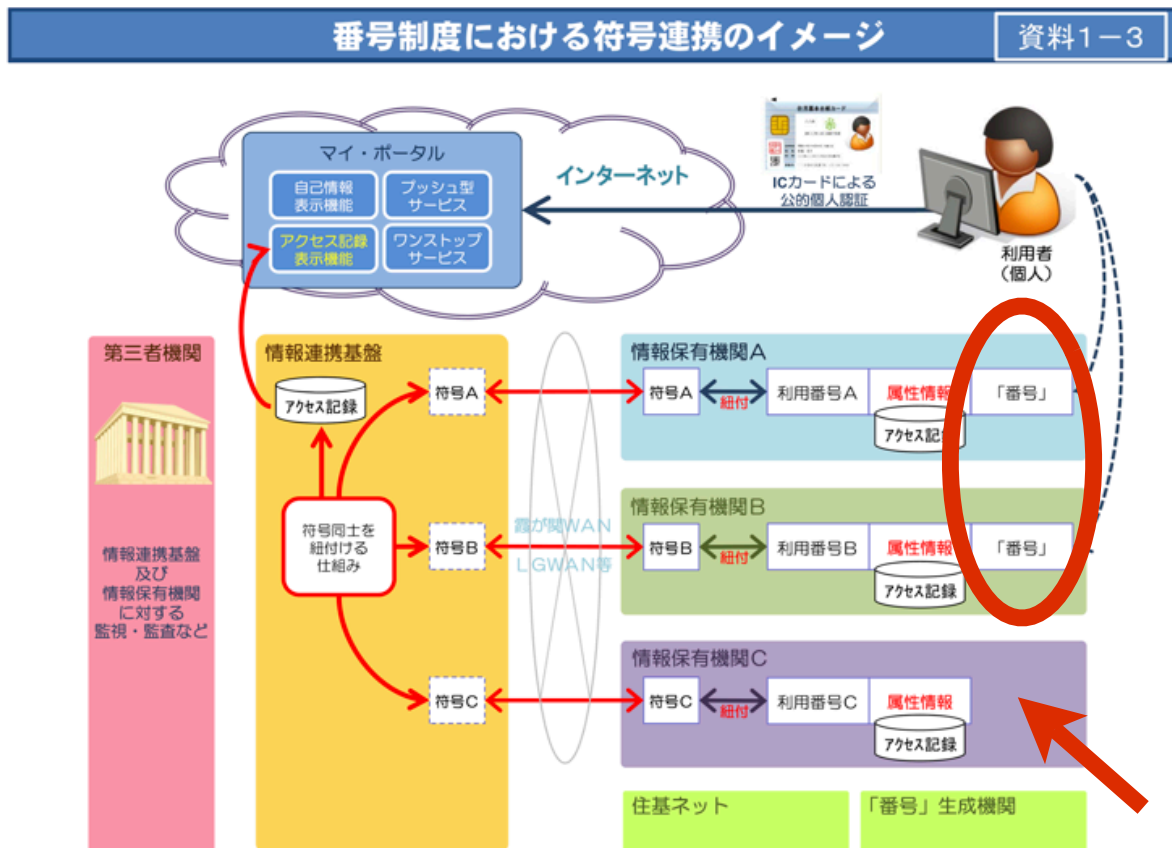
- 複数の情報保有機関の結託を想定
  - 「アクティブ型」結託はもとより完全には防止できないが、「パッシブ型」結託を防止する
    - アクティブ型結託：平時運用時に密かに規格外の情報を付加して結託した保有機関同士が通信し合うことにより、名寄せのための準備をする
      - 準備には時間を要するので、第三者機関の監査による防止でリスク受容
    - パッシブ型結託：名寄せしたいと思い立ったときに名寄せ
      - 「符号紐付け方式」による防止でリスク回避
  - 地方公共団体との結託のリスクは受容（規模が部分的）
- 情報連携基盤はどことも結託しないことを仮定
  - 情報連携基盤の結託を仮定すると、何も防止できない
  - 情報連携基盤は、情報保有機関であってはならない
    - 1月の基本方針では情報連携基盤を総務省が担うことになっていたのが、大綱で「引き続き検討」に変更されたのは、このためか

6

# 「番号」による名寄せ

- 本当に6分野で共通の番号にするのか？
  - この6分野は相当に広い → 事実上のフラットモデル
    - 税番号と年金番号の共通化は、歳入庁への統合と合わせて合理的
    - 「年金・税番号」と、医療、介護、福祉、労働保険の各分野と、番号が「見える番号」として共通である必要があるのか？
  - 番号制度の本来の目的に、共通番号である必要はない
    - 「複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤を提供」 → 「符号紐付け方式」で実現される
    - 「①国民一人ひとりに一つの番号が付与されていること（唯一無二性）、②全員が唯一無二の番号を持っていること（悉皆性）」 → 住民票コードを基として生成される「符号」により実現される
  - もし6分野共通なら
    - 「フラットを避ける約束を反古にしたまやかし」との誹りを免れない
    - 「情報連携基盤の複雑な方式は無意味で金をドブに捨てるもの」との誹りを免れない

7



情報連携基盤技術WG（第7回）資料1-3 より

8

## 将来の拡張性

- 情報連携基盤の「番号」以外での利用
  - (ここで言う「番号」=社会保障・税番号)
  - 将来、別の分野の番号も情報連携基盤に参加し得る
  - その場合、その番号が「番号」と共通ということはないはず
    - 共通にするのなら、符号紐付け方式は初めから無用だったということになり、「金をドブに捨てるもの」との誹りを免れない
    - 6分野での共通番号が仮に国民に受け入れられるとしても、それ以上の分野での番号の共通化には、反対の声が台頭してくると推測
      - それを回避するための「符号紐付け方式」であるはず
- つまり
  - 「番号」は全体のうちの1つにすぎないという位置付け
    - 将来、「番号その2」「番号その3」などが登場し得る

9

## 「付番機関」

- 1月の基本方針
  - 「付番機関について、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」については、次のとおりとする。(略)個人に対する付番及び情報連携基盤を担う機関の所管は、総務省とする。」
- 6月の大綱
  - 「付番機関について、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」については、基本方針を踏まえる。」

10

## 付番機関は無用である

- 将来の「番号その2」の付番は？
  - 「番号その2」の付番も総務省が担うのか？
    - 不自然では？ なぜ総務省だけが特別？
  - 付番は、「番号その2」を担う機関が付番すればいい話
- そもそも付番はたいそうなことではない
  - 各情報保有機関は、情報連携基盤から自動的に「符号」を与えられるので、その「符号」から独自に「番号その2」を付番すればいいだけの話（初期突合はどのみち必要）
- 見方を変えれば
  - 住民票コードが付番されている時点で、既に付番は済んでいる
    - その意味で総務省が付番機関であるが、「番号」の付番を総務省がする必然性がない

11

## ナンセンス

- 大綱p.41
  - 「VII「番号」を生成する機関 1.組織形態  
「番号」は住民票コードと一対一対応する新たな番号であり、その付番は住民票コードの住民票への記載事務と円滑に連携して行う必要がある。「番号」の重複付番を防止し、付番事務を安定的かつ確実に実施するためには、「番号」の生成を一の主体が行うことが必要となる。このため、「番号」の生成を行う機関（以下「番号生成機関」という。）については、住民基本台帳法に規定する指定情報処理機関を基礎とした地方共同法人（地方公共団体のガバナンスが強化された 特別の法律に基づく法人）とする。」
  - 大嘘！まったく「必要」でない

12

## 基本4情報の同期化

- 大綱p.44
  - 「住基ネットの基本4情報と突合した、情報連携基盤とつなぐ各情報保有機関が保有する基本4情報について、情報連携基盤とつなぐ各情報保有機関は、必要な頻度で住基ネットの基本4情報との同期化に努めることとする。」
- 大綱p.13
  - 「同姓同名同生年月日の人同士を区別するために必要であるほか、地方における社会保障 給付や課税などを、どの地方公共団体が行うべきか定めるために必須。」
    - 「符号」（住民票コードが基の）で区別されるのだから、「同姓同名同生年月日の人同士を区別するために必要」というのは嘘
    - 「どの地方公共団体が行うべきか定める」ためなら、市区町村名の情報だけが別途最新化されればいいだけの話

13

## 基本4情報の意義

- 人を識別する情報としての意義はもはやない
  - 「符号」やそれと突合された「番号」で識別されるのだから
  - 初期突合のためには必要な情報であるが、突合以降は不要
- 残る必要性
  - 連絡先としての利用
  - 身分証の券面による本人確認において照合するため
- これらの目的であれば、本人同意による個別同期機能があれば足りるのでは？
  - 同期されない自由があるのではないか
    - 基本4情報が完全同期されるなら、（同姓同名等を除くと）結局、基本4情報が完全な識別子となって、それによる「名寄せ」が可能となり、そもそものやっていることの意義が破綻する（金をドブ）

14

# マイポータル運営主体

- 大綱p.44
  - 「マイ・ポータルの運営機関は、情報連携基盤の運営機関と同一の機関とする。」
    - 理由がない
- 情報連携基盤の必須要件
  - 情報連携基盤は、情報保有機関の保有個人情報を取得可能であってはならない
    - 一元管理できる主体を生じさせないため
    - 「符号」の紐付け情報を持つという大役を担う
    - 情報保有機関と結託することがないとの仮定
- ではどこなら運営できるのか
  - 情報保有機関であってはならない（一元管理防止）
    - とすると、どこも運営することができない？

15

## マイポータルの運営主体(2)

- あり得る検討
  - マイポータルは、利用者が自らの意思で使用するものであり、強制ではない（いわばオプトイン）
  - この前提でならば、保有個人情報が一時的にしかマイポータルに存在しないことを条件として、どこかの情報保有機関又は、情報連携基盤が運営することを受容することが考えられる
  - しかし、マイポータルは、「自己情報コントロール」のための必須の機能であり、自己情報の確認をしたい国民にとっては使わざるを得ないもの
  - よって、上記の場合、少なくとも、マイポータルは複数の主体で運営されていて、国民は自らが信頼するマイポータルを選択できるようにする必要がある
    - 民間による運営も含めることが必要かもしれない

16